

今月の経理情報

2006年 8月

今回のテーマ： 国税・地方税の電子申告

2004年6月より全国で利用可能となった「e-Tax（イータックス）」(国税電子申告・納税システム)の平成17年度の申告書の提出件数は、112,283件でした。また、2005年2月より「eLTAX（エルタックス）」(地方税ポータルシステム)が各地方公共団体で、順次利用可能となりました。

1 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

申告可能な税目・・・法人税・所得税・消費税・酒税・印紙税

添付資料・・・・・・・・法人の決算書・勘定内訳書、所得税の青色申告決算書・収支内訳書など

その他・・・・・・・・法定調書合計表・源泉徴収票などの法定調書関係や、各届出書・申請書など

2 eLTAX（地方税ポータルシステム）

申告可能な税目・・・法人都道府県民税・法人事業税・法人市町村民税・償却資産税

利用可能自治体・・・全都道府県および13の政令指定都市

その他・・・・・・・・届出書等については、2007年度以降対応予定

3 手続について

電子証明書の取得

e-Tax や eLTAX を利用する場合には、電子署名を行うこととなりますので、電子署名に必要な電子証明書を、事前に取得する必要があります。

利用できる電子証明書は、「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書等です。

利用届出を行う

つぎに e-Tax の場合には、届出書を所轄税務署に提出します。この提出は WEB 上でもできます。eLTAX の場合には、eLTAX ホームページから届出をします。

ソフトの取得・登録

利用届出を行うと、ID および暗証番号、ソフト等が送付されます。（eLTAX の場合には、ソフトはホームページ上で取得します。）

このソフトをインストールし、初期登録をしますと、利用可能となります。

詳しくは、それぞれのホームページをご覧ください。

e-Tax（イータックス） <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

eLTAX（エルタックス） <http://www.eltax.jp/>

お見逃しなく！

1. 外国税額控除関係の法人税申告書や外国税額の証憑、医療費の領収書など、データ送信が認められていない添付資料等については、別途、郵送する必要があります。
2. 電子証明書の取得には、費用がかかります。（証明書の有効期間等によって金額は異なります。）また、電子証明書の発行機関によっては、IC カードリーダーおよび専用のソフトウェアを購入する必要があります。
3. 税理士に申告書作成を委任している場合は、税理士側でも納税者と同様の登録、届出等が必要です。